

(議長)

日程第5、報告第1号、放棄したその他の債権の報告についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第1号、放棄したその他の債権の報告についてでございます。

江差町債権管理条例第12条第1項の規定により、別紙調書のとおり債権放棄した
ので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し
上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

おはようございます。(「おはようございます」の声。)

それでは報告第1号について、補足説明をさせていただきます。議案書は、2ページの
債権放棄調書をご覧ください。

本件につきましては、町の債権管理条例第2条に規定する、その他の債権、いわゆ
る私債権を放棄した内容です。今年度に放棄した債権は、住宅使用料1名、1件、2,
700円。水道使用料4名、34件、12万飛び86円、飛び飛び86円となりました。

放棄の理由としましては、同条例第12条第1項第2号該当の自己破産、破産者が
1名、第2号、おー該当の死亡・相続放棄による者が住宅料と水道料との重複1名を
含み3名で、今後の徴収の見込みが無く回収不能と判断したものでございます。

今後におきましても、私債権等不納欠損処分委員会における審議を通じながら、債
権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき対応して参りますので、ご理解頂きます
よう、よろしくお願い致します。説明は、以上となります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。